

阿蘇市農業委員会だより（令和4年5月発行）



◆発行／編集 阿蘇市農業委員会 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1 TEL0967-22-3254

●農地所有者のみなさまへ

近年、農地（田・畑等）を適正に管理されていない雑草が多く茂った農地や空き地が多く見受けられます。これらの農地が増えてしまうと、病害虫が発生するなど周辺の農地に悪影響が心配されます。また、景観の悪化や火災の発生原因ともなりますので、農地を所有（管理）する場合は、責任をもって草刈りなど適切な管理を心がけましょう。普段から定期的に管理を行わないと次のような環境の悪化につながる恐れがあります。

- ・雑草が繁茂し、病害虫の発生原因となる。
- ・猪や鹿などの有害鳥獣の潜入や、ゴミの不法投棄の場所となる。
- ・交差点付近やカーブでは、視界不良になるため事故の原因となる。
- ・景観を損ねるだけでなく、火災の誘発原因になる。

***農地を所有（管理）しているかたは、近隣住民の安全と生活環境を損ねないためにも、ご自身や業者などに依頼して除草作業などを定期的に行っていただきますようお願いいたします。**



▼農地を自分で管理できない場合について

高齢や所有者が遠方にいる場合などの理由により、自身で農地を管理（草刈り等）できない場合は、シルバー人材センターなどの事業者を利用（有料）する方法もあります。

●農業委員会だより（令和4年4月発行）に関する訂正について

◆令和4年4月号3ページ 「・農地第5条許可」

誤 農地を転用する目的で、所有者等の土地の権利の設定・移転の場合、転用が必要になります。

正 農地を転用する目的で、所有者等の土地の権利の設定・移転を行う場合、転用が必要になります。

***訂正してお詫び申し上げます。**

【お問い合わせ先】

◆阿蘇市農業委員会事務局

住所：〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1

電話：0967-22-3254

FAX：0967-22-4566

（午前8時30分～午後5時15分：土日祝日・年末年始除く）

